

## 知事コメント

(是正の指示に対する関与取消訴訟の提起について)

沖縄県は本日、沖縄防衛局のサンゴ類特別採捕許可申請2件に関し許可処分をするよう農林水産大臣から受けた是正の指示について、地方自治法第251条の5の規定に基づき、違法な国の関与の取消しを求める訴訟を福岡高等裁判所那覇支部に提起しました。

沖縄県は令和5年5月1日、農林水産大臣の是正の指示は違法であり取り消されるべきであるとして、国地方係争処理委員会に対し審査申出を行いました。同委員会は去る7月14日、是正の指示が違法でないと認めるとの結論を示しました。

同委員会の判断は、国が埋立変更不承認処分を受けた際に、一般私人と比べて手続及び要件に差異があった点や、法律上の本来の制度趣旨を逸脱する国の権限濫用の本質を看過し、また、裁決の拘束力についての誤った理解により、サンゴ類特別採捕の「必要性」を具体的に考慮することなく農林水産大臣の裁決を追認するなど、極めて問題があり、その結論は到底容認できるものではありません。

沖縄県としましては、この裁判で、農林水産大臣の是正の指示が違法であること等を強く主張してまいりますので、県民、国民の皆様の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年8月17日

沖縄県知事 玉城 デニー